

大分工業高等専門学校		開講年度	令和03年度 (2021年度)		授業科目	法学概説Ⅱ	
科目基礎情報							
科目番号	R03E410			科目区分	一般 / 選択		
授業形態	授業			単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	電気電子工学科			対象学年	4		
開設期	後期			週時間数	2		
教科書/教材	(教科書) 小関康平『憲法講義HANDBOOK』インプレスR&D / (参考図書) 小関康平『前憲法的国家の法理論』三恵社 / 以上のうち、教科書は必携、参考書は任意入手。なお、適宜レジュメなどを配布することがあるほか、その他の参考図書は講義内で紹介する。						
担当教員	小関 康平						
到達目標							
(1) 基礎法学・実定諸法学の学修を通じて、法的思考の特質並びに現代の社会及び日常における法の役割・機能を理解できる。(定期試験等) (2) 憲法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について理解できる。(定期試験等) (3) 行政法学・刑事法学その他の実定法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について理解できる。(定期試験等)							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安			標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価項目1	基礎法学・実定諸法学の学修を通じて、法的思考の特質並びに現代の社会及び日常における法の役割・機能を十分に理解することができる。			基礎法学・実定諸法学の学修を通じて、法的思考の特質並びに現代の社会及び日常における法の役割・機能ある程度理解することができる。		基礎法学・実定諸法学の学修を通じて、法的思考の特質並びに現代の社会及び日常における法の役割・機能を理解することができない。	
評価項目2	憲法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について十分に理解することができる。			憲法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例についてある程度理解することができる。		憲法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について理解することができない。	
評価項目3	行政法学・刑事法学その他の実定法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について十分に理解する。			行政法学・刑事法学その他の実定法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例についてある程度理解することができる。		行政法学・刑事法学その他の実定法学における基礎的な理論、条文、学説及び判例について理解することができない。	
学科の到達目標項目との関係							
学習・教育目標 (A1) JABEE 1(2)(a)							
教育方法等							
概要	本講義では、憲法を中心に、法学の基礎的な知識を学修する。 教育プログラム第1学年 ○科目 授業時間 23.25時間 関連科目 現代社会、政治・経済。						
授業の進め方・方法	【授業の進め方】基本的には講述の形式によるが、学生諸君の予習復習の程度が高い場合には、適宜、ソクラテス・メソッドにより講義を進行させることがある。また、講義に際しレジュメ等を配布することがある。 【授業内容・方法】法学に関する諸問題を扱います。 【定期試験】達成目標 (1) (2) (3) につき2回の試験により評価します。 【事前学習】事前提示されている教材等を丹念に読み、知らない言葉の意味を調べ、予習ノートを作成するなどして、次の講義の展開についてある程度の検討をつけておくこと。						
注意点	開講前にあたり上記「概要」欄中の「関連科目」の復習を丹念にしておくこと。						
評価							
【総合評価及び単位取得の条件】原則として定期試験の平均を総合評価とし、それが60点以上である場合に合格とします。ただし、例外的におよそ10%程度を限度として、平常点を考慮することにより総合評価における評点を補正する場合があります。なお、その際の平常点の算定根拠は、適宜実施するリアクションペーパー、小テスト、任意のリポート等であり、これらを総合考慮して算定します。 中間試験の評点×0.5+期末試験の評点×0.5=総合評価 【再試験】実施することがあります。詳細は開講後に案内します。							
授業の属性・履修上の区分							
☒ アクティブラーニング		☒ ICT 利用		☒ 遠隔授業対応		☒ 実務経験のある教員による授業	
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
後期	3rdQ	1週	イントロダクション——「法学概説Ⅰ」の総括と、「法学概説Ⅱ」への導入 憲法XI (包括的基本権論——法の下での平等を中心として①)		本講義の半期全体像を理解できる。/ 主として法の下での平等について理解できる。		
		2週	憲法XII (包括的基本権論——法の下での平等を中心として②; その他の基本権規定の解説)		主として法の下での平等について理解できる。		
		3週	憲法XIII (基本権論特講; その他の基本権規定の解説)		講義で扱われた基本権規定の解説について理解できる。		
		4週	憲法XIV (権力分立原理の概観; 国会①——選挙の諸原則と選挙制度など)		我が国の権力分立原理について理解できる。/ 国会について理解できる。		
		5週	憲法XV (国会②——国会の地位・会期・議員特権など)		国会について理解できる。		
		6週	憲法XVI (内閣——衆議院解散権の根拠と所在など)		内閣について理解できる。		
		7週	憲法XVII (裁判所①——裁判所の組織; 司法権の概念と限界; 違憲審査制; 司法権の独立と裁判官の身分保障など)		裁判所について理解できる。		
		8週	憲法XVIII (裁判所②——裁判所の組織; 司法権の概念と限界; 違憲審査制; 司法権の独立と裁判官の身分保障など)		裁判所について理解できる。		
	4thQ	9週	前期中間試験/ 法学の諸問題		前期中間試験までの学修内容を理解できる。/ 講義で扱われた法学の諸問題について理解できる。		

	10週	前期中間試験の解説／ 行政法Ⅰ（行政の観念；法律による行政の原理を中心として）／ 法学の諸問題	前期中間試験までの学修内容を理解できる．／ 行政の観念；法律による行政の原理などについて理解できる．／ 講義で扱った法学の諸問題について理解できる．
	11週	行政法Ⅱ（国家補償制度を中心として）／ 法学の諸問題	国家補償制度などについて理解できる．／ 講義で扱った法学の問題について理解できる．
	12週	行政法Ⅲ（取消訴訟における処分性の観念を中心として）／ 法学の諸問題	取消訴訟における処分性の観念などについて理解できる．／ 講義で扱った法学の問題について理解できる．
	13週	刑事法（刑事手続の概要；犯罪の成立要件を中心として）／ 法学の諸問題	刑事手続の概要；犯罪の成立要件などについて理解できる．／ 講義で扱った法学の問題について理解できる．
	14週	比較法・国際法（各国の統治制度を中心として）／ 法学の諸問題	各国の統治制度などについて理解できる．／ 講義で扱った法学の問題について理解できる．
	15週	前期期末試験	—
	16週	前期期末試験の解答と解説	—

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
----	----	------	-----------	-------	-----

評価割合

	試験	合計
総合評価割合	100	100
基礎的能力	45	45
専門的能力	45	45
分野横断的能力	10	10